

令和 3 年 9 月 13 日

第 1 回

出 水 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和3年9月13日
午前8時40分
場所 出水市役所本庁4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

(2) 欠席委員

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

議案第 1号 会長の選出について
議案第 2号 会長職務代理者の選出について
議案第 3号 議席の決定について
議案第 4号 農地利用最適化推進委員選考委員の選出について

局長 おはようございます。定刻となりました。
まずは、臨時議長が決まるまでの間、私が進行をさせていただきます。私は、事務局長を務めております吉岡と申します。よろしく願い申し上げます。

改選後初めての農業委員会総会でございます。開会に先立ちまして椎木伸一市長に御挨拶をお願いいたします。

市長 市長あいさつ (省略)

局長 ありがとうございます。市長は、この後、公務がございますので退席されます。
本日はお忙しい中、ご臨席を頂き誠にありがとうございました。

次に、今回は改選後初めての総会であり、会長すなわち議長が不在でございます。従いまして最初に臨時議長を決め、議事を進めたいと思います。臨時議長については、農業委員会等に関する法律には規定がありませんので、地方自治法第107条の規定に準じ、

また、慣例によりまして年長委員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、そのように取り扱いますということによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

局 長 ありがとうございます。それでは花園委員、議長席をお願いします。

臨時議長 皆さんおはようございます。ご指名を受けました花園でございます。慣例により、議長をさせていただきます。なにぶん不慣れでございます。議事がスムーズに進みますよう、皆様にはご協力どうぞよろしく願いいたします。

改選後、初めての総会であり初対面の委員もおられるかと思しますので、各委員及び事務局職員の自己紹介をお願いしたいと思います。御着席の仮議席の番号順をお願いします。

(委員自己紹介)

臨時議長 ありがとうございます。次に事務局の紹介をお願いします。

(事務局紹介)

ありがとうございます。それでは、これより議事に入りたいと思います。委員定数は19人、出席委員は19人全員でありまして、定数に達しておりますので、これより令和3年第1回出水市農業委員会総会を開会いたします。

会議に入ります前に、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は先ほどくじを引いていただきましたご着席の議席といたします。

次に、会議録署名委員を指名いたします。仮1番大城委員と仮2番樋口委員を指名いたします。

会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

会期は本日1日限りといたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号の会長の選出についてですが、農業委員会法第5条第2項の規定により、「会長は委員が互選したのものをもって充てる」とあります。そこで自薦か他薦かで選出するのか皆様のご意見を伺いたいと思いますが、その前に農業委員会会長の職務について事務局から説明をお願いします。

局 長 会長の主な職務について御説明いたします。出水市農業委員会規程第4条の「会長の担任职務」により、(1)総会の議決を執行すること、(2)公印及び書類の保存に関する事、(3)職員の任命、給与及び服務に関する事、(4)その他委員会の庶務に関する事となっておりますことから、週1回は事務局に登庁して書類等の決裁をしていただきます。このほかに、現在は県農業会議の理事であることから、月1回開催される常設審議委員会へ出席を初め県の本課や出先機関、その他農協等の関係機関が開催する会合や研修会等への参加や市議会へも出席していただくこととなります。

臨時議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会長は農業委員を代表する農業委員会の長としての職務を行っていただくこととなりますので、十分勘案していただき会長を選出させていただきたいと思っております。互選は、相互に選挙することにありますから、投票によって行うのが原則ですが、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定による指名推薦の方法によることは差し支えないとありますが、いかがいたしましょうか。

仮 8 番 指名推薦がいいと思います。

臨時議長 指名推薦によるとする意見がありました、この選挙は指名推薦によることで異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

臨時議長 異議なしの声がありましたので、この選挙は指名推薦によることといたします。指名推薦を受け付けます。どなたが良いですか。

仮 8 番 前会長として経験のある横峯委員を最適任として推薦します。

臨時議長 横峯委員の推薦がありましたが、他にありませんか。

仮 1 7 番 これまでの案件を思うにあたり、また、事務局長より説明がありましており会長職は非常に難しい仕事だと考えております。よって、前回までご尽力いただきました横峯均氏を推薦します。

臨時議長 ありがとうございます。他にありませんか。

「なし」の声あり

それでは、横峯委員を当選人と定めてよろしいですか。

「異議なし」の声あり

臨時議長 それでは、全員の同意をもって横峯委員を会長といたします。横峯委員の会長就任についての抱負がありましたらお受けいたします。

新会長 前期に引き続き大任をまかされて恐縮しております。まだ元気はありそうですので、皆様方のご期待に沿うよう頑張っていきますので、ご協力よろしくお願い致します。

臨時議長 ありがとうございます。会長の選挙が終わりました。これをもちまして臨時議長の職務を全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

局 長 花園委員には臨時議長を務めていただきまして誠にありがとうございました。御自分の席へお戻りください。それでは、会長に就任されました横峯会長、会長席までお願いします。会長にあいさつをお願いします。

議 長 今後は農業委員、推進委員総勢 3 2 名での総会となります。毎月出席しております県の会議におきましても、現在まで県下の農業委員会でコロナが発生したという情報はありません。本市農業委員会としてもコロナ対策を十分にとり対応していきたいと思っております。前回の体制におきましては、市長提案の農業委員 1 9 名のうち 2 名が議会で否決されました。2 名の補充に対していろいろ検討しましたが、なかなかうまく調整できず、2 名減でスタートしました。そして、途中で病気により 1 名の方が退任されました。そういったことで、今回の名簿を見ますと元農業委員の数と推進委員からの農業委員、新任の農業委員の数が半々となっております。いろいろ研修会等も開催されますが、各自が任務をまっとうされるようお願いいたしまして、要を得ませんが、私のあいさつにかえさせていただきます。

臨時議長を務めていただきました花園委員お疲れ様でした。それでは、議案第 2 号 会長職務代理者の選出について議題といたします。会長職務代理者の選出についてですが、出水市農業委員会規程第 3 条に、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、委員のうちから委員があらかじめ選挙して定めた委員がその職務を代理する。と謳っておりますが、本日選挙することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

それでは、会長職務代理者の選挙を行いたいと思っておりますが、選挙は投票よって行うのが原

則ですが、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定による指名推薦の方法によることは差し支えないとありますが、いかがいたしましょうか。

仮8番 指名推薦で行っていただきたい。

仮11番 会長が任命することはできないのですか。

局長 農業委員会規程によりまして、会長の職務代理者は委員のうちから委員があらかじめ選挙して定めた委員がその職務を代理することになっておりますことから、指名推薦もしくは選挙ということになります。

議長 ほかにございませぬか。それでは、この選挙は指名推薦によることで異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。それでは、この選挙は指名推薦によることといたします。

指名推薦を受け付けます。

仮8番 今までの活動を拝見しており、米ノ津東・切通地区の澤田委員を推薦します。

議長 澤田委員の推薦がありました。他にありませんか。

「なし」の声あり

それでは、澤田委員を当選人と定めてよろしいですか。

「異議なし」の声あり

それでは、全員の同意をもって澤田委員を会長職務代理者といたします。澤田委員の会長職務代理者就任についての抱負がありましたらお受けいたします。

職務代理 急な話で驚いております。いろんな先輩方がいらっしゃる中でこんな大役をいただきました。勉強させていただきますのでご協力をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。引き続きまして、議席の決定を議題といたします。議席の決定ですが、現在、仮議席番号で議席に着いていただいておりますが、抽選により本議席を決定するのか、このまま仮議席を本議席とするのかお諮りいたします。

仮8番 仮議席を本議席とすることでもいいですが、その場合、会長、職務代理の仮議席はどうなりますか。

次長 このまま仮議席を本議席とする場合、従来、会長を本議席の最終番とし、会長職務代理者を本議席最終番の前の番号としておりますので、仮議席最終番の19番につきましては、本議席8番、仮議席18番につきましては、本議席12番となります。

議長 ほかにありますか。なければ、仮議席を本議席とし、会長を本議席19番、仮議席19番を、本議席8番とし、会長職務代理者を本議席18番、仮議席18番を、本議席12番とすることよろしいですか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。それでは、本議席が決定いたしました。

議長 それでは、議案第4号農地利用最適化推進委員選考委員の選出に入ります。事務局の説明をお願いします。

局長 出水市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任の手續等に関する規定により、選考委員会を設置し、委員長は会長を、委員は会長の職務代理者及び委員長が必要と認める農業委員会の委員をもって充てることになっております。また、農地利用最適化推進委員とは、担当区域の農地等の利用の最適化の推進を図り、農業委員会が地域からの推薦・募集をもとに選考委員会の結果を基に10月1日に委嘱します。

お手元の資料をご覧ください。農地面積により定めた地区ごとに募集した、候補者名簿と推進委員の選任の手続等に関する規定の抜粋です。米ノ津東・切通地区と高尾野地区以外は定数に対して応募等数は同じですが、米ノ津東・切通地区は定数2に対して応募等数3、高尾野地区は定数2に対して応募等数4となっています。このため、定数と同数の7地区と2地区を評価する選考委員会が必要となります。先ほど申し上げましたが、委員長は会長、委員の一人は職務代理者となり2名は確定していますから、残りの委員の選考をしていただきたいと思います。なお、選考委員となる会長と職務代理者は規定によりますが、他の選考委員は非公表となります。参考としまして、前回の推進委員の委嘱に当たり、定数を越えた地区が2地区ありまして、その越えた地区から1名ずつと全体から1名の計5名の委員が選出されています。

議長 ただいま事務局から説明がありましたがご意見はありませんか。ほかに何かありませんか。
「なし」の声あり

議長 ないとのことですので、定数を越えた地区の2地区から各1名と全体から1名の選考委員の選出をすることよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり

議長 ありがとうございます。そのように決定します。まず、米ノ津東・切通地区から立候補、推薦の方はいらっしゃいませんか。

4番 米ノ津東・切通地区ですが、澤田代理が選考委員になっていますので、その地区の大塚委員にお願いしたいです。

議長 大塚委員いかがでしょうか。

10番 はい。

議長 ありがとうございます。米ノ津東・切通地区は大塚委員に決定してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり

議長 それでは米ノ津東・切通地区は大塚委員に決定します。次に高尾野地区です。どなたかご
ざいませんか。

4番 名簿を見ますと高尾野地区の大久保地区と柴引地区になります。該当する委員は久野委員と松元重忠委員であります。経験のある久野委員を推薦します。

議長 ほかにございませんか。ないようでしたら久野委員に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長 それでは高尾野地区は久野委員に決定します。全体から1名選出をお願いします。

8番 私であれば引き受けます。

議長 ありがとうございます。全体から小倉委員に決定してよろしいでしょうか
「異議なし」の声あり

議長 それでは全体から小倉委員に決定します。

議長 選考委員につきましては、会長、会長代理、大塚委員、久野委員、小倉委員に決定させていただきます。選考委員会の結果は9月28日の第2回総会にて報告致します。

その他 事務連絡（事務局説明 省略）

議長 皆さんから何かありませんか。ないようでしたら、以上を持ちまして第1回出水市農業委員会総会を終了いたします。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印

